令和4年度埼玉県排出削減対策セミナー

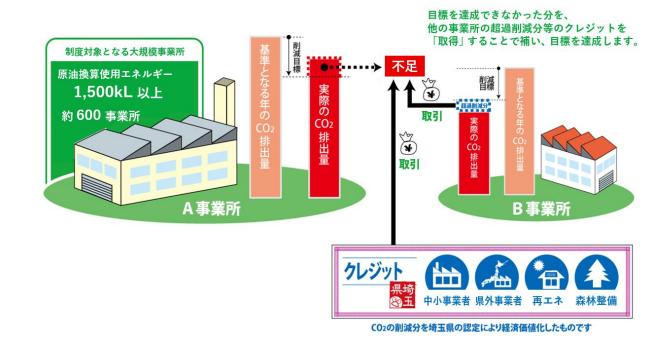
目標設定型排出量取引制度第2削減計画期間の成果概要

環境部 温暖化対策課



埼玉県目標設定型排出量取引制度

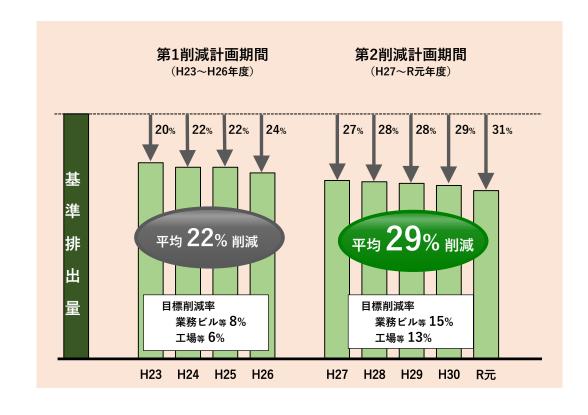
- エネルギー使用量が3か年度連続で1,500kL以上の大規模なビル、工場等が 温室効果ガス排出総量削減に努める制度。
- 設定された削減目標を自らの対策により達成できない場合は、 他の事業所の削減量や再生可能エネルギーの価値等を取得し、目標達成に充てることができる。



削減の状況 (第2削減計画期間;2015年度~2019年度)

- 基準となる排出量 (原則として2005年頃の実績を基に算定) に対し29%削減を達成。
- 大規模事業所の排出削減が着実に進んでいる。

| | 第1区分 | 第2区分 | 合計 |
|---------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 事業所数 | 185 事業所 | 445 事業所 | 630 事業所 |
| 基準排出量 | 823 | 4,419 _{万トン-CO2} | 5,241 |
| 目標削減率 | 15% | 13% | _ |
| 削減目標量 | 119 _{万トン-CO2} | 559 | 677 万トン-CO ₂ |
| 削減量(実績) | 230 | 1,281 | 1,511 |
| 削減率(実績) | 28% | 29% | 29% |



達成の状況 (第2削減計画期間;2015年度~2019年度)

- 618事業所(全体の98%)が目標を達成。
- うち、91事業所は排出量取引により達成。

目標達成の状況

| 達成 (第2削減計画期間の自らの削減により) | 507 事業所 |
|------------------------|---------|
| 達成(前期間からの削減量の持越しを併せて) | 20 事業所 |
| 達成 (他事業所との取引により) | 91 事業所 |
| 非達成 | 12 事業所 |
| 合計 | 630 事業所 |

| 排出量取引の相手 | | |
|--------------------|--------|--|
| 同じ事業者の他の事業所からの取得のみ | 28 事業所 | |
| 他の大規模事業者からの直接取得 | 23 事業所 | |
| 仲介事業者等からの取得 | 37 事業所 | |
| 再エネクレジット等の取得 | 3 事業所 | |
| | | |

クレジット発行等の状況 (第2削減計画期間;2015年度~2019年度)

■ 目標達成事業所には、目標を上回って削減された量を「超過削減量」として発行。

達成事業所に発行された超過削減量

790 万トン-co2

- ※ 発行された超過削減量は、他事業所との取引により移転することができます。
- ※ 超過削減量は次の削減計画期間(第3削減計画期間;2020年度~2024年度)まで持ち越して利用することができます。 (自らの事業所の目標達成に充てることもできます。)

達成事業所における充当量

45.6 万トン-CO₂

- ※ 取引を行ってクレジット等を取得した事業所が、第2削減計画期間の目標達成のために充当した量です。
- ※ 超過削減量以外のクレジット等(東京連携クレジット、再エネクレジット等)を含みます。

取引価格の状況 (第2削減計画期間;2015年度~2019年度)

- 取引価格は当事者の合意により決定されます。(定まった価格はありません)
- 第2削減計画期間の目標達成のための取引価格(申告のあったものの統計値)は以下のとおり。

1回の取引あたりの取引価格

144 円/トン-CO₂

※ 現在の取引の実態を示すものではなく、限られたデータによる統計値です。

1回あたりの取引量は、40トン-CO₂台~20,000トン-CO₂台です。

| 集計 | 対象クレジット等 | ● 超過削減量● 東京連携クレジット | |
|----|----------|---|--|
| 集計 | 対象取引 | 全47件の取引 第2削減計画期間において目標達成に不足した事業所が、目標達成のためにクレジット等を取得した取引について、 有償取引として申告(振替申請書への価格記載)のあったもの。ただし、2017年度に実施された制度上の電力排出 係数の変更に伴うクレジット等の一斉増量より前に行われた取引は集計から除外した。なお、クレジット等の有効 期限及び取引相手(大規模事業者か仲介事業者かの当否等)を問わず集計している。 | |
| 集計 | 方法 | 取引量レンジごとに取引1回あたりの単価の単純平均を算出 | |

第3削減計画期間の達成について

第3削減計画期間

2020年度~2024年度

■ 対象事業所は、設定された削減目標とこれまでの排出状況を確認し、
達成状況の見込みを把握するとともに、新たな削減対策の実施を検討してください。

第3削減計画期間から、「低炭素電力」を選択利用した場合に排出削減量として算定できる仕組みが導入されています。

低炭素電力とは、太陽光、水力、風力などにより、化石燃料を利用せずに創出された電力を多く含む電力で 県が定めた要件を満たすものです。詳細は下記を御覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/teitanso.html

第3削減計画期間の第三者検証

目標達成の評価の際には、第三者検証を受けるものとしています。

第3削減計画期間の検証

- ・2020年度から2024年度までの年度排出量検証
- ・第3削減計画期間から制度対象となった事業所については、基準年度検証 について、

2025 年度 (2026 年 3 月末) までに受検をお願いします。

※ 大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の受検・目標達成をお願いします。 第三者検証を受ける対象年度も変更されます。(詳細はお問合せください。)

県では、早めの受検、定期的な受検(毎年度の受検)をお奨めしています。

検証の受検時期が遅れると、以下のような問題が生じるおそれがあります。

- ・多数の事業所の受検時期集中による、検証完了時期の遅れ
- ・算定対象活動や燃料等監視点の把握漏れによる、排出量の修正や達成状況見込みの見誤り
- ・事業所範囲の考え方の誤りによる、達成状況見込みの見誤り
- ・購買伝票等の根拠書類の逸失による受検作業の煩雑化など

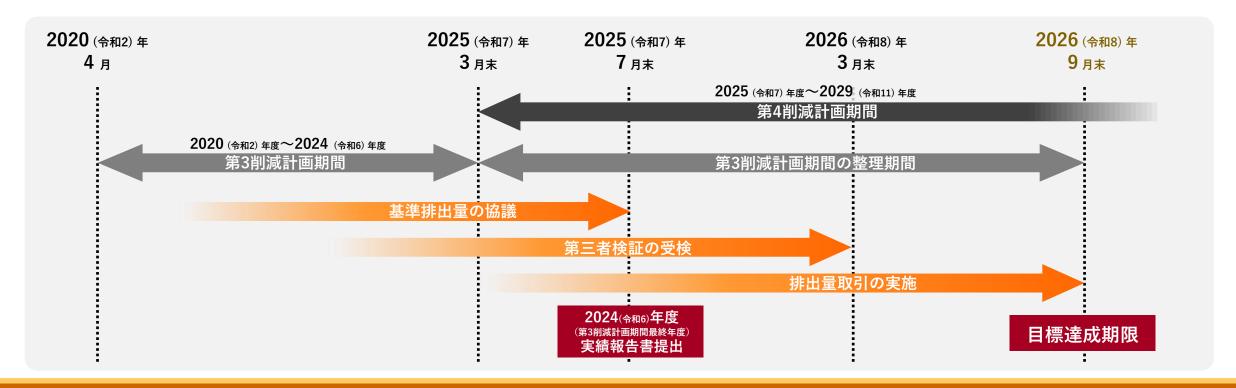
第3削減計画期間から制度対象となった事業所については、特に早めの受検をお奨めします。

第3削減計画期間の目標達成期限

第3削減計画期間の目標達成期限は、

2026年9月30日です。

※ 大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の目標達成をお願いします。



お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044, 3043, 3049

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県目標設定型排出量取引制度のWebページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html

埼玉県 排出量取引制度



埼玉カーボンニュートラルポータルを開設しました。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html